

川崎市上下水道局企業職員永年勤続休暇取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、永年勤続の上下水道局企業職員（以下「職員」という。）に対して十分な休養を与えることで、元気回復を図るとともに、自己啓発の機会を設けることにより、公務能率の発揮及び増進を図るための職免（以下「永年勤続休暇」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 永年勤続休暇の付与対象となる職員は、川崎市表彰規程（昭和12年川崎市規則第11号）第1条第4号に規定する表彰（以下「永年勤続表彰」という。）を受けた職員とする。

(承認期間等)

第3条 永年勤続休暇は、永年勤続表彰を受けた年の7月1日から翌年の6月30日までの期間において5日の範囲内の期間とし、1日を単位として付与する。

(サービスの取扱い)

第4条 前条で付与された日については、職務専念義務を免除する。

(例月給与の取扱い)

第5条 永年勤続休暇に係る給与は、有給とする。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、永年勤続休暇に関し必要な事項は上下水道事業管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に既に永年勤続表彰を受けた職員のうち、水道局長が必要と認める者については、別に定めるところにより、その者の職務専念義務を免除することができる。

附 則 (平成17年6月30日17川水総職第242号)

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月1日18川水総職第422号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年7月1日に永年勤続表彰を受けた職員に係る永年勤続休暇の付与日数については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月31日21川水総総第2041号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。